参加表明書兼秘密保持誓約書

年　　月　　日

酒田市長　丸 山　　至　　宛て

　住所（所在地）〒

　（ふりがな）

　商号又は名称

　（ふりがな）

　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年　月　日付け酒田市告示第　号で公告のありました市民マイページ開発業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提出します。

　なお、実施要領の５の参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約いたします。

　また、\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、本市民マイページ開発業務公募型プロポーザル（以下「本調達」という。）への企画提案を検討するにあたり、酒田市（以下「甲」という。）が乙に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持誓約書（以下「本誓約書」という。）を提出する。

（秘密情報）

第１条 本誓約書における「秘密情報」とは、甲が乙に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上の情報、本誓約書の存在及び内容その他一切の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、次の各号に掲げる情報は秘密情報の対象外とするものとする。

（1）開示を受けたときに既に保有していた情報

（2）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

（3）開示を受けた後、甲から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情

　報

（4）開示を受けたときに既に公知であった情報

（5）開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

（秘密情報等の取扱い）

第２条 乙は、甲から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）乙は、情報取扱管理者を定め、甲から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。

（2）乙は、秘密情報等を本調達への企画提案検討の目的以外には使用しないものとする。

（3）乙は、秘密情報等を複製する場合には、本調達への企画提案検討の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。

（4）乙は、漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を甲に書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）をもって通知する。

（5）乙は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め、書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）をもって取扱責任者の氏名及び連絡先を甲に通知する。

２ 乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）により甲の事前承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間で本誓約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

３ 乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする。

（返還義務等）

第３条 本誓約書に基づき甲から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、本調達の開札後又は甲の請求がある場合、直ちに甲に返還するものとする。

２ 前項に定める場合において、秘密情報が乙の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（乙の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

（損害賠償等）

第４条 乙、乙の従業員若しくは元従業員又は第二条第二項の第三者が甲の秘密情報等を開示するなど本誓約書の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

（有効期限）

第５条 本誓約書の有効期限は、本誓約書の提出日から起算し、満２年間とする。期間満了後の１ヵ月前までに甲から乙に対する書面の通知がなければ、本誓約書は同一条件でさらに２年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第６条 本誓約書に定めのない事項について又は本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

（裁判管轄）

第７条 本誓約書に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

本書の内容を順守することを誓約します

連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 |  |
| 担当者職氏名 |  |
| 電話番号（内線） |  |
| 電子メール |  |